

伊佐市農業委員会第11回総会議事録

1. 開催日時 平成26年2月19日(水) 午前8時56分から10時35分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室
3. 出席委員 (19人)

会 長	21番委員			
会長職務代理者	20番委員			
委 員	1番委員	2番委員	3番委員	4番委員
	5番委員	6番委員	8番委員	9番委員
	10番委員	11番委員	12番委員	14番委員
	15番委員	16番委員	17番委員	18番委員
	19番委員			
4. 欠席委員 (2人)

欠 席 者	7番委員	13番委員
-------	------	-------
5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 (17番委員) (18番委員)

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第6号「強制競売の買受適格証明願(耕作目的)」の処分決定について

議案第7号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長

農地振興係 長

農地振興係 書記

開始時間 午前8時 55分

事務局 長 おはようございます。只今より、平成25年度第11回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議 長 皆さんおはようございます。
寒い日が続いているようですが風邪をひかないようにして下さい。

本日は、13番委員から人間ドックの為と7番委員から病気の為欠席届が出されております。

本日の出席人員は19人で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。

本日の議事録署名委員を、指名いたします。

17番委員と18番委員に、お願いをいたします。

ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議 長 事務局より、諸般の報告について、報告1号農地法第18条第6項の規定による通知と報告2号農地の利用目的変更につきまして報告をお願いします。

事務局 ① 報告1号報告農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。

資料の1～22ページになります。

農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が65件、農地法第3条の解約が5件ありましたのでご報告いたします。

事務局 ② 報告第2号農地利用目的変更届について事務局で今月5日に現地調査を行いましたのでご報告いたします。

整理番号1番の申請者は、伊佐市大口下殿、自治会は駅前に居住されておりますKYさん52歳であります。

申請地は、伊佐市大口下殿字瀬ノ上で地目は田、地積は3,963㎡であります。

場所は大口南中学校より曾木の滝方面へ200m程の左側に位置し、道路から5m程低い迫田で周囲は山林に囲まれています。

当該農地は日照条件も悪く農作物も作れない状態でしたが今回川内川河川改修工事の捨土を利用して埋め立ててブドウ園を作りたいとの

事務局② ことです。
埋め立てる事により日照条件も良くなりブドウを作るには条件も良く曾木の滝観光客も見込めるので観光農園として生かして行きたいとのことでした。
今後、田としての管理は難しく遊休農地対策及び農地の有効利用としても許可相当であると思われます。
以上のような理由により、本届出は適切であると思われますことを報告いたします。

議長 報告が終わりました。
委員の皆さん質問はありませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、ただいまから議案の審議にはいります。

————— 議案第1号 —————

議長 議案第1号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について議題といたします。
事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定のうち所有権移転分について説明いたします。

23ページをお開きください。

整理番号1につきましては、鹿児島県地域振興公社が行う農地保有合理化事業による所有権移転です。

譲渡人は、伊佐市大口小木原にお住まいのSH氏です。

譲受

人は、伊佐市大口山野にお住まいのNK氏、29歳、自治会は尾之上で、経営面積は1,691㎡です。

今回の利用権設定整理番号11の面積4,368㎡を含めると50aを超え農地取得可能となります。

土地の所在は、大口山野字庵水流、地目は田、面積は、1,385㎡です。

Nさんは2年後買い受けをされる予定です。

整理番号2につきましては、あっせんによる所有権移転です。

譲渡人は、東京都中野区中央四丁目にお住まいのNMさんと茨城県

事務局	<p>取手市宮和田にお住まいのTTさんです。</p> <p>持分2分の1ずつの共有名義となっております。</p> <p>譲受人は、伊佐市大口大島にお住まいのNS氏、75歳、自治会は大島南で、経営面積は32,773㎡です。</p> <p>土地の所在は、大口大島字若宮脇で、地目は田、面積は1,564㎡です。</p> <p>あっせん委員としまして、16番委員、3番委員をお願いいたしました。</p> <p>続きまして利用権設定につきまして説明いたします。</p> <p>99-1ページの総括表をお開きください。</p> <p>期間は1年8ヶ月から10年2ヶ月で、面積の合計は、田979,385㎡、畑61,366㎡の計1,040,751㎡です。</p> <p>利用権の設定をする者の数177人、設定を受ける者の数59人です。</p> <p>土地の明細につきましては、24ページから99ページの整理番号1番から206番のとおりです。</p> <p>皆様のご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>只今事務局の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さんご意見、質疑はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議長	<p>なしということですので、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号の事務局の報告のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。</p> <p>よって議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見については、決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第2号 —————</p>	
議長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について提案します。</p>
議長	<p>整理番号1番、2番については、譲受人が同一人ですので一括して、</p>

議 長	<p>担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>20番委員。</p>
20番委員	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号1番・2番は譲受人が同一人ですので一括して報告いたします。</p> <p>去る15日に受人HFさん立会のもと、現地調査を行いましたので20番が報告いたします。</p> <p>受人HFさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、自治会は鉱業所で、年齢は75歳であります。</p> <p>整理番号1番の渡人は、伊佐市大口山野に居住されているNRさん、自治会は仲町で、年齢は62歳であります。</p> <p>申請地は、大口牛尾字玉田で、地目は田で、面積は768㎡で、売買で取得するものであります。</p> <p>整理番号2番の渡人は、伊佐市大口牛尾に居住されているTMさん、自治会は永野原で、年齢は74歳であります。</p> <p>申請地は、大口牛尾字大宮司で、地目は田で、面積は1,028㎡を、売買で取得するものであります。</p> <p>受人の経営面積は213,134㎡で、取得可能面積であります。</p> <p>専業農家で農業従事者は2名であります。</p> <p>通作距離も自宅より1キロ位の所で、現況は良く管理された水田であります。</p> <p>経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひします。</p> <p>以上で報告を終ります。</p>
議 長	<p>20番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>整理番号1番、2番について、20番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号1番、2番は、許可が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号3番について、担当委員の調査報告を求めます。 5番委員。</p>
5 番 委 員		<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号3番について、去る13日に、現地調査いたしましたので5番が報告いたします。</p> <p>譲受人、TMさんは、伊佐市大口田代に居住され、自治会は田代で、年齢は79歳です。</p> <p>譲渡人、MTさんは、伊佐市大口田代に居住され、自治会は田代で、年齢は77歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口田代字新田、地目は田、地籍は283㎡であります。</p> <p>申請地の位置は、TMさん宅前の県道沿いにあり、現況は管理の行きとどいた田んぼで、現在受人のTMさんが耕作しております。</p> <p>所有権移転は、贈与であります。</p> <p>受人の経営面積は、12,643㎡で、取得可能面積であり、農業従事者は2名で、経営意欲はあり農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終りまます。</p>
議	長	<p>5番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。 整理番号3番について、5番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。 (全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号3番は、許可が決定しました。</p>

議 長	<p>整理番号4番について、担当委員の調査報告を求めます。 15番委員。</p>
15番委員	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号4番について、去る15日に、受人AYさん夫婦立会のもと現地調査いたしましたので報告いたします。</p> <p>渡人、伊佐市菱刈荒田のAKさん、自治会は荒田下で、年齢89歳であります。</p> <p>受人、伊佐市菱刈荒田AYさん、自治会は荒田下で、年齢61歳であります。</p> <p>Kさんとは親子関係で、同じ敷地内に住宅を構えておられます。</p> <p>申請地は、菱刈荒田字東水流他3筆で、地目は田で、合計面積は5,967㎡です。</p> <p>受人の、経営面積は19,691㎡で、取得可能面積であり、農業従事者は2名です。</p> <p>法律関係は親からの贈与でございます。</p> <p>申請地の位置は、荒田の集落内に有りまして、良く管理された田でございます。</p> <p>会社を辞められ農業をしたいと経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書・字図、その他必要書類は全て揃っております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>15番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>15番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p>

議	長	よって整理番号4番は、許可が決定しました。
議	長	整理番号5番について、担当委員の報告を求めます 15番委員。
15番委員		<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号5番について、去る15日に、受人YKさん夫婦立会のもと現地調査いたしましたので報告いたします。</p> <p>渡人は、伊佐市菱刈南浦のKTさん、自治会は楠原下で、年齢80歳であります。</p> <p>受人は、伊佐市菱刈南浦に居住のYKさんで、自治会は楠原上で、年齢55歳であります。</p> <p>申請地は、菱刈南浦字犬山口で、地目は田、面積は1,259㎡であります。</p> <p>受人の、経営面積は3,602㎡で、今回利用権設定で977㎡を設定されておりますので、取得可能面積であり、農業従事者は2名です。</p> <p>法律関係は所有権移転売買でございます。</p> <p>申請地の位置は、南浦集落内の山側にあり良く管理された田でございます。</p> <p>受け人のYKさんは、会社を辞められ農業をしたいと経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書・字図、その他必要書類は全て揃っております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議	長	15番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>15番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>

議 長	<p>全員挙手。 よって整理番号5番は、許可が決定しました。</p>
議 長	<p>整理番号6番、7番については、自作地相互交換でありますので一括して報告をお願いします。担当委員の調査報告を求めます。 1番委員。</p>
1 番 委 員	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号6番、7番については、自作地相互交換でありますので一括して1番が報告いたします。</p> <p>調査日は去る2月15日で、立会人はHMさんです。</p> <p>整理番号6番は、渡人MYさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は徳辺小路で、年齢は44歳であります。</p> <p>受人、HMさんは、菱刈前目に居住され、自治会は山田、年齢は70歳であります。</p> <p>申請地は、菱刈前目字宮之元他1筆で、地目は田、合計面積は2,264㎡です。</p> <p>受人の経営面積は14,747㎡で、取得可能面積であります。</p> <p>農業従事者は2名で、法律関係は自作地相互交換であります。</p> <p>経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>整理番号7番は、渡人HMさんは、菱刈前目に居住され、自治会は山田、年齢は70歳であります。</p> <p>受人、KYさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は徳辺小路で、年齢は44歳であります。</p> <p>申請地は、菱刈徳辺字五反田で、地目は田、面積は1,704㎡です。</p> <p>受人の経営面積は11,894㎡で、取得可能面積であります。</p> <p>農業従事者は2名で、経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>法律関係は自作地相互交換担であり、交換の理由は、通作の利便性の為です。</p> <p>通作距離は自宅から約10分です。</p> <p>添付書類として全部事項証明書・字図、その他必要書類は全て揃っております。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>

議	長	<p>1番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。 整理番号6番、7番について、1番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号6番、7番は、許可が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号8番について、担当委員の調査報告を求めます。 5番委員。</p>
5番委員		<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号8番について、去る2月13日に、現地調査いたしましたので5番が報告いたします。 譲受人は、伊佐市大口宮人に事務所が有ります社会福祉法人Dであります。 譲渡人、ITさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は60歳で、自治会は宮人であります。 申請地は、伊佐市大口宮人字長迫で、地目は畑、地籍は986㎡で、現在施設の実習農地として利用されています。 所有権移転は売買であります。 周囲の状況は、北と南が畑、北側は道路、西側が山林であります。 受人の経営面積は、48,433㎡で、取得可能面積であります。 申請地の位置は、市道を挟んで施設の西側にあつて、良く管理された畑であります。 現在常時2名を雇用し、補助者として農業を手伝っているという事です。 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 添付書類として、全部事項証明書等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終りまます。</p>
議	長	<p>5番委員の調査報告が終わりました。</p>

議	長	委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 整理番号8番について、5番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号8番は、許可が決定しました。
議	長	整理番号9番について、担当委員の調査報告を求めます。 12番委員。
12番委員		議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号9番について、去る2月14日に現地調査を行いましたので12番が報告いたします。 申請人、NSさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、自治会は楠原上で、年齢は52歳です。 渡人、TTさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、自治会下手浜場で、年齢は50歳でございます。 NSさんは、TTさんの奥さんの兄さんになります。 申請地は、伊佐市菱刈下手字中牟田、他1筆で、地目は畑、合計地籍は878㎡で、売買であります。 受人の経営面積は、12,209㎡で、取得可能面積であります。 農業従事者は3名で、通作距離は自宅より約5キロで、現況は良く管理されたブドウ畑で、経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 以上で報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして私の報告を終わります。
議	長	12番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)

議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>整理番号9番について、12番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号9番は、許可が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号10番について、担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>12番委員。</p>
12番委員		<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号10番について、去る2月14日に現地調査を行いましたので12番が報告いたします。</p> <p>申請人、Ttさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、自治会下手浜場で、年齢は67歳です。</p> <p>渡し人、TTさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、自治会下手浜場で、年齢は82歳でございます。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈下手字西俣、他3筆で、地目は畑と田であります、地籍は田が519㎡で、畑が994㎡で売買であります。</p> <p>受け人の経営面積は、10,680㎡で、取得可能面積であります。</p> <p>農業従事者は2名で、通作距離は自宅より約300mで、現況は良く管理された農地で、経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。</p> <p>以上で報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>12番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>整理番号10番について、12番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>

議 長	<p>全員挙手。 よって整理番号10番は、許可が決定しました。</p>
議 長	<p>整理番号11番、12番については、譲受人が同一人ですので一括して報告をお願いします。担当委員の調査報告を求めます。 10番委員。</p>
10番委員	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号11番、12番、については、譲受人が同一人のため一括して報告いたします。</p> <p>去る2月16日 受人のNYさん立会のもと現地調査を行いました。</p> <p>受人NYさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、自治会は田中中で、年齢は66歳であります。</p> <p>整理番号11番の渡人は、NZさん、伊佐市菱刈田中に居住され、自治会は田中中で、年齢は90歳で親子関係であります。</p> <p>今回は贈与で申請がなされております。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈重留字井之上、他6筆で、地目は田、地籍は12,496㎡であります。</p> <p>申請地の位置は、受人の自宅から1キロ以内にあります。</p> <p>整理番号12番の渡人は、NTさん、伊佐市菱刈田中に居住され、自治会は田中中で、年齢は88歳で親子関係であります。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈田中字松尾、地目は田、地籍は1,863㎡であります。</p> <p>申請地の位置は、菱刈製材所の東側で、伊佐錦工場との中間にあります。</p> <p>受人NYさんの経営面積は34,159㎡で、取得可能面積で、農業従事者は4名であります。</p> <p>今回は贈与で申請がなされております。</p> <p>現況は良く管理された畑で、経営意欲もあり、農機具等は全て完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終ります。</p>

- 議 長 10番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号11番、12番、について、10番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号11番、12番は、許可が決定しました。
- 議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、申請件数12件について、12件の許可が決定しました。
- 議案第3号 —————
- 議 長 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除外・編入申出の意見決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
5番委員。
- 5番委員 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除外・編入申出の意見決定について、整理番号1番について、去る2月14日、会長、16番委員、私5番委員で共同調査いたしましたので、5番が報告いたします。
申請人、MMさんは、伊佐市大口川岩瀬に居住され自治会は川岩瀬、年齢は66歳であります。
申請地は、伊佐市大口川岩瀬字井手尾、地目は田、地籍は365㎡であります。
申請地の位置は川岩瀬橋から西へ車で3分位行った所の左側に位置し現況は山林化しています。
農振除外の目的については、平成3年頃から鳥獣被害等で耕作出来ず山林化したものであり、今後は山林として維持管理を行うのであります。
除外することで農用地の集団化、農作業の効率化への影響、担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れ、農用地等保全施設の機能に影響を及ぼす恐れ等は有りません。

5 番 委 員	<p>以上のような状況を3名で協議しましたが、除外はやむをえない妥当と判断いたしました。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、その他必要書類が添付されています。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。</p>
議 長	<p>5番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>5番委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議 長	<p>整理番号2番について、担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>17番委員。</p>
17番委員	<p>議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・除外・申出の意見決定について、整理番号2番について、去る2月14日、申請人SKさん立会のもと、14番委員・15番委員と私17番委員で共同調査いたしましたので、17番が調査の結果を報告いたします。</p> <p>申請人SKさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は78歳であります。</p> <p>除外目的は高齢により耕作出来ず畑の維持が困難なため山林に転用し土地の維持管理を行うのであります。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈重留字鶏通迫で、地目は畑、地籍は合計1,346㎡で現況は何も耕作してない畑であります。</p> <p>申請地の位置は、国道268号線重留南交差点から菱刈横川線に入り200mの所を右に200m位に位置しており周囲は山林しておおります。</p> <p>除外することで農用地の集団化、農作業の効率化への影響、担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れ、農用地等保全施設の機能に影響を及ぼす恐れ等は有りません。</p> <p>以上のような状況を3名で協議しましたが、除外はやむをえない妥</p>

17番委員	<p>当と判断いたしました。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、その他必要書類が添付されています。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終ります。</p>
議 長	<p>17番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>17番委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議 長	<p>議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除外・編入申出の意見決定について、申請件数2件について、意見の決定2件が、決定しました。</p>
<p>————— 議案第4号 —————</p>	
議 長	<p>議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。</p> <p>12番委員。</p>
12番委員	<p>議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について去る2月14日に、1番委員、14番委員、私12番委員で、申請人UKさんは体調不良の為不在で、共同調査を行いましたので12番が報告いたします。</p> <p>申請人UKさんは、伊佐市菱刈前目に居住され年齢は78歳で、自治会は下名であります。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈前目字猶木原で、地目は畑、地籍は604㎡であります。</p> <p>農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。</p>

1 2 番 委 員	<p>転用目的は、山林であります。</p> <p>申請地の所在地は、堀切峠より西に約300m位の高台にあります。転用目的は、山林でありますが周りに与える影響無いと思われます。添付書類として、全部事項証明書、字図等が提出されております。</p> <p>調査の結果この申請について3名で協議した結果、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終ります。</p>	
議	長	<p>1 2 番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>1 2 番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号2番について、担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>2番委員。</p>
2 番 委 員	<p>議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号2番について調査報告を2番がいたします。</p> <p>去る2月14日に、6番委員と事務局、私2番委員、申請人NYさん立会のもと、共同調査を行いました。</p> <p>申請人NYさんは、伊佐市大口平出水に居住され、会社員、自治会は平原、年齢は42歳であります。</p> <p>申請地の所在地は、伊佐市大口平出水字丸尾山浦牟田、地目は田、地籍は216㎡であります。</p> <p>農地区分は、第2種農地でその他農地となっており、転用目的は、駐車場であります。</p> <p>申請地の所在地は、平出水小学校からの北へ1キロ位に位置しており、東側は田、西側は宅地、南側は竹藪、北側は里道であります。</p> <p>周囲に与える影響は無いと思われます。</p>	

2 番 委 員	<p>添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、被害防除に関する計画書及び誓約書、資金証明書等が提出されております。</p> <p>調査の結果この申請について2名の調査員で協議した結果、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。</p>
議 長	<p>2番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>2番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議 長	<p>整理番号3番について、担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>11番委員。</p>
1 1 番 委 員	<p>議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号3番について11番が調査の結果を報告いたします。</p> <p>去る2月14日に、4番委員、19番委員、私11番で共同調査を行いました。</p> <p>当日は申請人と連絡が取れず共同調査後に電話確認をしております。</p> <p>申請人のKHさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は68歳、自治会は荻原であります。</p> <p>申請地は、大口曾木字坂ノ上で、地目は畑、地籍が1,033㎡と他に2筆、現況は宅地で合計1,262㎡の3筆で合計2,295㎡であります。</p> <p>昨年農業振興地域除外の申請が出され許可された所であります。</p> <p>転用目的は、太陽光発電施設の設置で、パネル設置枚数は336枚、出力99.12kwを計画されています。</p> <p>申請地の位置は荻原公民館から山ノ城に出て、東側50m位に位置</p>

1 1 番委員	<p>しており、南側は畑、東側も畑、北側は農道を挟んで畑、西側も畑であります。</p> <p>太陽光発電施設の為、施設もそう高くなく隣接地に対する日照時間等周囲に与える影響は少ないと考えます。</p> <p>また、隣接農地の地主さんに対しこのような計画で事業を進めであるかとの質問に対し了承を得ているとの事でした。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、配置図、被害防除に関する計画書、被害防除に関する誓約書、融資証明書等が提出されております。</p> <p>調査の結果この申請については3名の調査意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方の審議方をよろしくお願ひします。</p>
議	<p>長 1 1 番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	<p>長 なしということですので、お諮りします。</p> <p>1 1 番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議	<p>長 全員挙手。</p> <p>よって整理番号3番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議	<p>長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請件数3件については、意見の決定並びに許可及び諮問3件が決定しました。</p>
<p>————— 議案第5号 —————</p>	
議	<p>長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について 整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。</p> <p>1 6 番委員。</p>
1 6 番委員	<p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並</p>

びに許可及び諮問決定のうち、整理番号1番について、去る2月14日にF建設Y氏立会いのもと、会長、5番委員、私16番で共同調査いたしましたので16番が報告いたします。

譲受人、TK氏は、伊佐市大口下殿に居住され、自治会は湯ノ谷であります。

譲渡人は、IT氏は、伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は下名であります。

申請地の所在地は、伊佐市大口下殿字湯ノ谷で、地目は畑、地積は1,017㎡であります。

本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設であり、農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

申請地の所在地は、県立北薩病院から東に500m位に位置し、北、南側は宅地、西は道路、東は畑となっており周囲に与える影響は無いと思われます。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は204枚、パネル設置総面積は1,017㎡、容量51kwを予定しているそうです。

添付書類として、土地の全部事項証明書、融資証明書、事業計画書、残高証明者、字図、配置図、被害防除に関する計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして報告を終わります。

議 長 16番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
16番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。
8番委員。

8 番 委 員	<p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号2番について、去る14日に申請人の代理で行政書士TRさん立会いのもと、私8番と10番委員、18番委員で現地調査いたしましたので報告いたします。</p> <p>申請人で譲受人は、鹿児島市日之出町に有ります株式会社MDです。</p> <p>譲渡人は、伊佐市大口原田にお住まいのKMさん、他2名です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口原田字満田原で、地目は畑、地積は2,453㎡他2筆で合計3,737㎡であります。</p> <p>本申請は賃借権設定であり、転用目的は太陽光発電施設を建設されるものであります。</p> <p>農地区分は、大口原田字満田原は第2種農地でその他農地であり、大口原田字満田原の865㎡の1筆が第1種農地となっておりますが、太陽光設置場所といたしましては、申請地の農地と、これに隣接する山林と住宅も含まれており、今回の太陽光発電事業総面積は、9,123㎡となっていることから、第1種農地の割合が全体の3分の1以下となり第1種農地不許可の例外にあたります隣接地一体事業の該当するものと思われま。</p> <p>申請地の所在地は、西原八幡神社南約600mに位置し現況は畑であり、東側は田、南側は宅地、西側は市道、北側は住宅であり、周囲に与える影響はないものと思われ、また、法定小作人もありません。</p> <p>太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は1,872枚、パネル設置総面積は9,123㎡、パネル設置容量は450kwを予定しているそうです。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、会社の定款、事業計画書、見積書、資金残高証明書、汚排水処理確約書、被害防除計画書、位置図、配置図、行政書士のTR氏の委任状が提出されております。</p> <p>調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして報告を終わります。</p>
議 長	<p>8番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>8番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

(全員挙手)

- 議長 全員挙手。
よって整理番号2番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。
- 議長 整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。
5番委員。
- 5番委員 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号3番について、去る2月14日に申請人、SHさんの奥さんが立会のもと、会長、16番委員、私5番の3人で共同調査いたしましたので、5番が報告いたします。
受人は、伊佐市大口宮人に居住されているSHさん、自治会は馬渡で、年齢は71歳であります。
譲渡人は、埼玉県東松山市殿山町に居住されているAKさん、年齢は64歳であります。
申請地の所在地は、伊佐市大口宮人字千鳥山で、地目は畑、地積は326㎡であります。
本申請は所有権移転贈与で、転用目的は駐車場を設置するものであり、農地区分は、第2種農地その他農地となっております。

申請地の所在地は、自宅の周囲で外側は畑となっており、畑との境界はブロックで仕切りがなされており、周囲に与える影響は無いものと思われまます。なお、現在申請地は駐車場として利用されており、始末書が添付されています。
添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、配置図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、始末書、委任状等が提出されております。
調査の結果この申請については3名の調査委員において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。
- 議長 5番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
5番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定す

議 長	<p>ることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号3番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議 長	<p>整理番号4番について、担当委員の報告を求めます。</p> <p>8番委員。</p>
8 番 委 員	<p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号4番について、去る14日に申請人の代理で行政書士TRさん立会いのもと、私8番と10番委員、18番委員で現地調査いたしましたので報告いたします。</p> <p>申請人で譲受け人は、伊佐市大口青木にお住まいのMMさん、年齢37歳、自治会は下青木です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市大口青木にお住まいのMHさん、年齢60歳であり申請人とは親子関係であります。</p> <p>申請地は、伊佐市大口青木字久保田で、地目は田、地積は764㎡であります。</p> <p>本申請は賃借権設定で、転用目的は太陽光発電施設を建設されるものであります。</p> <p>農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。</p> <p>申請地の所在地は、大口東小学校の東、約500mに位置し現況は田であり、東側は田、南側は畑、西側は宅地、北側は申請人のお住まいの住宅であり、周囲に与える影響はないものと思われ、また、法定小作人もありません。</p> <p>太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は162枚、パネル設置総面積は764㎡、パネル設置容量は40kwを予定しているそうです。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、見積書、資金残高証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、位置図、配置図、行政書士のTR氏の委任状が提出されております。</p> <p>調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして報告を終わります。</p>
議 長	<p>8番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>

- 議 長 なしということですので、お諮りいたします。
8番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号4番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。
- 議 長 整理番号5番について、担当委員の報告を求めます。
3番委員。
- 3 番 委 員 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号5番につきまして去る2月14日、申請人HDさんの代理人行政書士KS氏立会のもと、13番委員、20番委員3番委員で共同調査いたしましたので、3番が報告いたします。
譲受人、伊佐市大口平出水にお住まいのHDさんであります。
譲渡人は、川崎市宮前区東有馬1丁目にお住まいのKMさんであります。
本申請地は、所有権移転売買で、転用目的は資材置き場として利用となっております。
申請地の所在は、伊佐市大口大田字諏訪免、地目は田、地籍は105㎡であります。
農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。
申請地の所在地は、大口市街地から山野方面へ、旧道268号線の大口大田のJAの米倉庫があります南側100m位の所で、東、西側宅地、南側田、北側市道を挟み宅地であります。
周囲に与える影響はないものと思われまます。
KMさんの宅地付きの住宅を買われ、その庭先に田んぼがあったもので、そこに資材置き場を作られる予定です。
添付書類として、土地の全部事項証明書、委任状、事業計画書害防除に関する計画書、被害防除に関する誓約書、融資予定証明書、土地改良の意見書、字図等が提出されております。
調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしましたので、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして報告を終わります。

議	長	<p>3番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。 3番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号5番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号6番について、担当委員の報告を求めます。 18番委員。</p>
18番委員		<p>議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号6番について、去る14日、8番委員、10番委員、私18番3人で共同調査いたしましたので、18番が報告いたします。</p> <p>譲受人、伊佐市大口篠原にお住まいのSNさん自治会は船ノ川であります。</p> <p>譲渡人は、福岡県糟屋郡宇美町大字桜原にお住まいのHYさんであります。</p> <p>本申請は、所有権移転売買で、転用目的は植林しての利用となっております。</p> <p>申請地の所在は、伊佐市大口篠原字釜迫、地目は畑、地籍は721㎡であります。</p> <p>農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。</p> <p>申請地の所在地は、大口東小学校が北に1キロ位の所で周囲は山林し周りは空き家が点在している所であります。</p> <p>申請地もHYさんが、以前住んでおられた家の隣の畑であります。</p> <p>周囲の状況から周囲に与える影響はないものと思われまます。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、字図等が提出されております。</p> <p>調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしましたので、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして報告を終わります。</p>

- 議 長 18番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
18番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定
することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号6番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。
- 議 長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並
びに許可及び諮問決定について、申請6件のうち、許可及び諮問6件
が決定しました。
- 議案第6号 —————
- 議 長 議案第6号 強制競売の買受適格証明願(耕作目的)の処分決定に
ついて 整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
1番委員。
- 1番委員 議案第6号 強制競売の買受適格証明願(耕作目的)の処分決定に
ついて、整理番号1番を報告いたします。
調査日は2月12日です。
申請人は、伊佐市菱刈重留、STさん、自治会は重留南です。
申請地は、菱刈重留字周防原で、地目は畑、面積は1,722㎡です。
現在の耕作者はSAさんです。
申請人の経営面積は5,665㎡で、農業従事者は2名です。
申請地の位置は、南重留バス停の北約70mの位置にあり、現況は
畑です。
申請人のSTさんは規模拡大と言う事で、経営意欲はあり、農機具
等は完備されております。
以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当
しないと思われまますので、買受適格者であると思われまます。
添付書類として、買受適格証明願等が添付されております。
以上で報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願
いします。

議 長 1 番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号 1 番について、1 番委員の調査報告のとおり、買受適格証明者として許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号 1 番、許可が決定しました。

議 長 議案第 6 号 強制競売の買受適格証明願 (耕作目的) の処分決定について、申請 1 件のうち、許可及び諮問 1 件が決定しました。

————— 議案第 7 号 —————

議 長 議案第 7 号 非農地証明願について、提案します。
整理番号 1 番について、担当委員の報告を求めます。
3 番委員。

3 番 委 員 議案第 7 号 非農地証明願のうち整理番号 1 番について、去る 2 月 14 日に、申請人 I A さんの代理人、行政書士 T R 氏立会のもと、1 3 番委員、2 0 番委員、3 番委員の 3 名で共同調査をいたしましたので私 3 番が報告いたします。

申請人は、伊佐市大口里にお住まいの I A さん、自治会は大口諏訪ノ馬場であります。

申請地は、伊佐市大口原田字松ケ迫、地目は畑、面積は 4 5 0 m²です。

非農地となった時期、及び理由としまして、平成 2 0 年に相続したが、父が所有していた 2 0 数年前より、労力不足により耕作を放棄した。竹が繁殖し耕作不能になり、耕作を望めない状況であります。

申請地の位置は、J A 大口ルミエール忠元の南側に位置し、ふれあい道路から西側へ 1 0 0 m 位に位置し東、南側は畑、西側は宅地、北側ルミエール忠元であります。

全体的に竹藪で、農地性は喪失していて、農地への復旧は困難であると 3 名の調査委員とも判断をいたしました。

3 番 委 員	添付書類として、全部事項証明書等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。
議 長	3番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りします。 3番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。 よって整理番号1番は、非農地証明が決定しました。
議 長	整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。 5番委員。
5 番 委 員	議案第7号 非農地証明願のうち整理番号2番について、去る2月14日に、会長、16番委員、私5番委員において共同調査を行いましたので5番が報告いたします。 申請人MMさんは、伊佐市大口川岩瀬に居住され、年齢は66歳であります。 申請地は、伊佐市大口川岩瀬字内之野他5筆で、地籍の合計は2,103㎡で、その内訳は、田んぼが4筆で地籍は1,448㎡、畑が2筆で地籍は655㎡となっております。 申請地の位置は、30数年前、転居した跡地周辺が4筆で、残りの2筆はほ場整備出来なかった所であります。 非農地となった時期、平成3年3月頃です。 非農地となった原因は、鳥獣被害等で作物を耕作出来ず、不耕作地となり、山林化したものであります。 周囲の状況はほとんどが山林化しております。 以上のような状況から3人で協議しました結果、6筆とも農地性は喪失し農地への復旧は困難であると判断をいたしました。 添付書類として、全部事項証明書、位置図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

- 議 長 5番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
5番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員
の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、非農地証明が決定しました。
- 議 長 整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。
20番委員。
- 20番委員 議案第7号 非農地証明願のうち整理番号3番について、去る15
日に、3番委員、13番委員、私20番と立会人として申請人のお母
さん立会のもと調査を行いましたので20番が報告いたします。
申請人KTさんは、鹿児島市下福元町に居住されています。
申請地は、伊佐市大口木ノ氏字月之輪、地目は畑、面積は62㎡と、
同じく月之輪、地目は畑、面積は465㎡で合計面積が527㎡であ
ります。
この申請地は高台の所のあり、周囲の状況は、河川しき、山林とな
っております。
非農地となった時期、及び理由としまして、平成3年4月頃から周
りが、山林化が進み鳥獣被害等があり作付出来なくなり、そのまま放
置し原野化してしまったとの事であります。
農地性を喪失し、農地への復旧は困難であると3人で判断をいたし
ました。
添付書類として、全部事項証明書等が添付されております。
委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして報告を終わります。
- 議 長 20番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。

議	長	<p>20番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号3番は、非農地証明が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号4番について、担当委員の報告を求めます。</p> <p>4番委員。</p>
4番委員		<p>議案第7号 非農地証明願のうち整理番号4番について、去る2月14日に、申請人のHKさんの奥さんHNさん立会のもと11番委員、19番委員、私4番委員3人で共同調査を行いましたので4番が報告いたします。</p> <p>申請人は、伊佐市大口大島にお住まいのHKさんです。</p> <p>土地の所在地は、大口白木字久木谷と白木字久木谷の2筆で、地目は田、面積は2筆で2,852㎡であります。</p> <p>周囲の状況は山林化しております。</p> <p>非農地となった時期、平成2年2月頃で山林化が進み鳥獣被害等があり作付出来なくなり、農地を喪失し農地への復旧は困難であると3人で判断をいたしました。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>4番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>4番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号4番は、非農地証明が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号5番について、担当委員の報告を求めます。</p>

議	長	19番委員。
19番委員		<p>議案第7号 非農地証明願のうち整理番号5番について、去る2月14日に、申請人STさん立会のもと4番委員、11番委員、私19番委員の3人で共同調査を行いましたので私19番が報告いたします。</p> <p>申請人は、伊佐市大口針持に居住の所有者KF氏の相続人の1人です。STさんで、自治会は堂山です、</p> <p>土地の所在地は、大口針持字前山で、地目は畑、面積は521㎡です。</p> <p>周囲の状況は、周りは全て山林化となっております。</p> <p>非農地となった時期、及び理由としまして、昭和58年頃より桑園として使用してきたが、平成7頃から養蚕を辞めてから管理しなくなり孟宗竹が生え山林化しそのまま放置してしまったとの事があります。</p> <p>申請地の位置は、市道と県道針持永野線が交わる交差点の東側で、周囲の状況はほとんどが山林化しております。</p> <p>以上のような状況から3人で協議しました結果、農地性は喪失し農地への復旧は困難であると判断をいたしました。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、位置図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>19番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>19番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号5番は、非農地証明が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号6番について、担当委員の報告を求めます。</p> <p>6番委員。</p>

- 6 番 委 員 議案第7号 非農地証明願のうち整理番号6番について、去る2月14日に、申請人AKさんの長男でありますATさん立会のもと2番委員、私6番委員の2人で共同調査を行いましたので6番が報告いたします。
- 申請人は、伊佐市大口山野に居住のAKさん年齢64歳で、自治会は小木原上中です。
- 土地の所在地は、大口小木原字永山で、地目は畑、面積は1,510㎡であります。
- 周囲の状況は、北側山林、南側山林、東側はAKさんの堆肥置き場、西側倉庫となっております。
- 非農地となった時期、及び理由としまして、平成4年4月頃から周りの畑の山林化が進み畑地としての耕作を断念し、現在雑木が生えており農地性は喪失しておりました。
- 農地への復旧は困難であると2人で判断をいたしました。
- 添付書類として、全部事項証明書、位置図等が添付されております。
- 委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして報告を終わります。
- 議 長 6番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
6番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号6番は、非農地証明が決定しました。
- 議 長 整理番号7番について、担当委員の報告を求めます。
18番委員。
- 18番委員 議案第7号 非農地証明願のうち整理番号7番について、去る14日に、8番委員、10番委員、私18番で共同調査を行いましたので18番が報告いたします。
- 申請人のYさんは決められた時間にいらっしゃいませんでしたので、電話をしましたが連絡が取れず3人で現地調査をいたしました。
- その日の昼ごろまた電話をしたらいらっしゃいましたので電話

で、話を聞く事が出来ました。

申請人のYHさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、自治会は木ノ氏です。

申請地は、伊佐市大口篠原字豆漬他3筆で、地目は田3筆、畑1筆で、面積は7,261㎡であります。

申請地の位置は、木ノ氏から山ノ口に入りまして焼酎の伊佐美の工場がありますがその上流で、人家がほとんど無い所であります。

周囲の状況は、ほとんど山林となっていて、道路を挟んだ近くに人家がありましたが、空き家になっていました。

非農地となった時期、及び理由としまして、平成5年4月頃から鳥獣被害等があり作付出来なくなり、そのまま放置し山林化してしまったとの事であります。

以上のような状況から3人で協議しました結果、農地性は喪失し農地への復旧は困難であると判断をいたしました。

添付書類として、全部事項証明書等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして報告を終わります。

議 長

18番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。

18番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号7番は、非農地証明が決定しました。

議 長

整理番号8番について、担当委員の報告を求めます。

3番委員。

3 番 委 員

議案第7号 非農地証明願のうち整理番号8番について、去る14日に、20番委員と現地調査を行いました。現地は非農地ではなくて農機具の小屋が建っていて資材置き場として利用されておりましたので、4条申請で再度申請を行うように指導して今回は取下げをして次回4条申請をするという事で、今回は取下げです。

議	長	<p>3番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。 整理番号8番は、3番委員の報告のとおり、申請を取り下げとすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号8番は、取り下げが決定しました。</p>
議	長	<p>議案第7号 非農地証明願は、8件申請のうち、1件の取下げ、7件の証明許可が決定しました。</p>
議	長	<p>その他</p>
事 務 局		<p>伊佐農林高校第2農場跡の取り扱い経過について伊佐市は、伊佐農林高校国本会から伊佐農林高校第2農場跡地約8haを売買により取得いたしました。</p> <p>取得にあたり、用地の大部分が農地であったため市が取得する手段として、農地法第5条第1項の適用で土地収用法の適用を受け多目的公園用地として取得しました。</p> <p>第2農場を市が購入して多目的公園用地として取得したが、農地に戻る事は無い。</p> <p>また、地目変更の認定は法務局所管となるので、詳細を法務局と協議したが、公園が完成しなくては地目が変更出来ないとの事で、今までは、第1種農地でしたが、今回から周りの農地は第2種農地としての扱いでよろしいでしょうか。</p>
議	長	<p>事務局の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>無しと、言う事でございます。</p>
事 務 局		<p>月例報告です。 最後のページになります。</p>

議 長

事 務 局 長

2月分の月例報告です。
14日を中心に現地調査をさせて頂きました。
本日19日が、第11回目の農業委員会の総会でございます。
26日が、2月の県の定例常任議員会議が鹿児島市でございます。
3月の行事予定ですが、14日を中心に現地調査をお願いします。
19日が、第12回目の農業委員会の総会になります。
26日が、3月の定例常任議員会議になります。
1月の総会で審議をいただきました、農業委員の選挙人名簿の関係ですが、集計が出来出ますのでお配りしてあります。
大口選挙区の申請ですが2,406世帯で5,014名です。
菱刈選挙区ですが1,420世帯で2,771名です。
23日から3月の8日まで縦覧があります。

農業者年金加入促進についてもお願いが出ていると思いますが、加入するかしないかは別として、自分が行ったらどうだったかを報告用紙に記載して、事務局に報告して下さい。

また、全国農業新聞についても我々の情報を農家に提供するものがありますから是非新聞の推進をお願いします。

これで、平成25年度第11回農業委員会総会を終わります。
姿勢を正してください。 一同礼。

終了時間 午前10時35分

上記のように会議の顛末を記載して、その内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 **会 長**

.....

伊佐市農業委員 **17番委員**

.....

伊佐市農業委員 **18番委員**

.....